いじめ防止基本方針

長崎市立深堀中学校「いじめ防止基本方針」

人権尊重の精神を基本に据え、すべての生徒が楽しく安心して充実した学校生活を送ることができるよう、学校内外を問わず、いじめ問題を追放し、根絶することを目的とする.

長崎市立深堀中学校「めざす生徒像」

① 自分の意志や考えを表現できる生徒
② 場に応じて自分で考え行動できる生徒
③ 自分も周りも大切にできる生徒

「ＰＴＡとの連携」

- ＰＴＡ総会
- ＰＴＡ執行部
- ＰＴＡ評議員会
- ＰＴＡ生活部
- 各学年、学級ＰＴＡ
- 課外クラブ振興会

「いじめ対策委員会」

- 校長・教頭・教務主任
- 生徒指導主事・学年主任
- 養護教諭・相談員・ＳＣ

など

※　必要に応じて関係教職員や専門家を追加する

「関係機関との連携」

- 県、市教育委員会
- 警察・市子育てサポート課
- 県子ども女性障害者支援センター
- 法務局
- 医療機関
- 民生委員、児童委員
- 連合自治会
- 育成協議会
- 学校評議員　　等

「いじめ防止に向けての基本姿勢」

○　いじめは「どの子どもにも起こりうる」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」問題であり、「絶対に許されない卑怯な行為である」という考えのもと、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての職員が取り組むものとする。また、いじめ問題を根絶するために、小中連携で推進するものとする。

○　未然防止として、生徒が周囲の友人や職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを推進していくことを基本とする。

○　いじめの未然防止・早期発見、いじめ問題の克服のため、職員が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有するとともに、家庭・地域・市教育委員会を始め、市子育てサポート課、長崎こども・女性・障碍者支援センター、警察等との連携のもと推進するものとする。

○　学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進により、生徒の社会性や自己有用感、自己肯定感を高めるとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人権を尊重する態度を養うものとする。

○　学校評価において、具体的な取組状況や達成状況を検証・評価するとともに、教員評価にあっては、日頃からの生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめへの迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むものとする。

昨年度（令和7年度）のいじめかかわる認知件数は31です。

今年度もいじめ防止に向けて、お互いを認め合う風土の醸成や様々な取組による早期発見、迅速な対応に学校全体（組織）として対応していきます。

１　いじめの防止

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携を強化し、いじめ問題を自分たちの問題と捉えられる子どもの自己指導能力

⑴　校内指導体制の確立と職員の指導力の向上

特定の職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全職員で認識し、校長を中心に一 致協力した指導体制を確立すると共に、「学校教育相談のてびき」や「いじめ対策ハンドブック」等を活用した研修を実施し、職員の対応力や指導力の向上に努める。

⑵　人権意識と生命尊重の態度、自己指導能力等の育成

「いじめは許されない」との人権意識と、お互いを思いやり、生命を尊重する態度を育成するとともに、幅広い社会体験や生活体験活動を推進することにより、社会性や自己有用感、自己肯定感を高める指導に努める。また、生徒会活動において、生徒が自主的に取り組む活動を仕組み、共感的人間関係や規範意識、道徳的実践力の育成を図る。

⑶　学校基本方針の周知と家庭・地域社会、関係機関との連携強化

いじめ問題に対する学校の基本方針や保護者の責任等を明らかにし、保護者や地域の理解を得るとともに、家庭やＰＴＡ、地域の関係団体と共に、いじめ問題等について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて学校・保護者・地域等が一体となった取組を推進する。

⑷　学校基本方針による取組の評価

学校基本方針・基本姿勢等による取組の達成状況について、計画的かつ継続的な点検・評価を実施し、その評価結果を踏まえて改善に取り組む。

２　いじめの早期発見

生徒に関する情報を全職員で共有するとともに、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう心がける。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

⑴　職員による観察や情報交換

生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さず、職員がいつでも情報を共有できる工夫（５Ｗ１Ｈ 気　づきメモなど）を行う。

⑵　定期的なアンケート調査や個人面談等の実施

生徒の生活実態について、定期的なアンケート調査や個人面談、家庭訪問、生活ノートの活用等、きめ細かな把握に努める。

⑶　「いじめ相談窓口」の設置と教育相談体制の整備

校内に生徒や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる「いじめ相談窓口」の設置と教育相談体制を整備する。また、その充実に向け、学校相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、学校内外の専門家の活用を図る。「いじめ相談窓口」は、学級担任、養護教諭、学校相談員、ＳＣなど、生徒にとって最も 相談しやすい人とする。

３ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。対応にあたっては、職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

⑴　いじめの発見や相談を受けたときの組織による対応と事実調査

生徒や保護者からいじめの相談、訴えがあった場合や、ささいな兆候でも、いじめの疑いがある行為には、軽視することなく情報を共有し、組織で対応する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、正確かつ迅速な事態関係の把握に努めるために、アンケート調査等を実施し、その結果をもとに速やかに関係生徒に対応する。さらに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。

⑵　いじめられた生徒またはその保護者への支援

いじめられている生徒から、事実関係の聴取を行い、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応をとると共に、家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や職員、 家族等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。状況に応じて、臨床心理士や福祉等の外部専門家の協力を得る。

⑶　いじめた生徒への指導またはその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導（出席停止も含む）の他、警察等との連携による措置も含め毅然とした対応を行う。また、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、継続的な助言を行う。

⑷　集団への働きかけと継続的指導

はやし立てたりおもしろがったりする存在の「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるよう、あるいは誰かに相談する勇気を持つよう指導し、全ての生徒が、集団の一員として、お互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを推進する。いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。

⑸　ネット上へのいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直に削除する措置をとり、必要に応じ、警察や法務局等との連携を図る。また、学校における情報モラル教育を推進し、保護者への理解を求めるよう啓発動等にも努める。

４　重大事態等、関係機関への報告と連携

生徒の生命、身体または財産に重大な被害を及ぼすいじめ、あるいは犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮し、早期に警察等に相談・通報のうえ、連携して組織的に解決するよう努める。

【いじめ重大事態について】　　※「長崎市いじめ防止基本方針」参照

（１）調査を要する重大事態の例

①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

・児童生徒が自殺を企図した場合　　・身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合　　・精神性の疾患を発症した場合

②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

・不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。

※土日を除いて７日間連続欠席が続く場合は市教委へ報告する。

③その他の場合

・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

※早期の支援を行うため、必要に応じて事実確認を行う。

※法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。

（２）重大事態の報告

・重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。

・学校→教育委員会→市長

（３）調査を行う組織

・学校の「いじめ対策委員会」又は教育委員会の「いじめ問題調査チーム」において調査を行う。

⑴　すべてのいじめ事案は、市教育委員会に報告する。

⑵　特にいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、躊躇することなく所轄警察署と連携して対応する。

⑶　いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに市教育委員会に報告し、関係機関と連携して迅速に対応する。

⑷　生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、迅速に調査を実施し、重大事態と認知した場合は、直ちに発生の報告を関係機関に行う。

５　年間計画

月	指　導　内　容	月	導　内　容
4	・いじめ防止基本方針の共通理解 ・生徒の情報交換 ・生活アンケート調査（定期１）	10	・生活アンケート調査（定期７） ・学校評価（前期）の評価と改善 ・民生委員児童委員との情報交換
5	・生活アンケート調査（定期２） ・連休明けの生徒観察・情報交換	11	・生活アンケート調査（定期８） ・三者面談（３年生）　教育相談（３学期へ）
6	・生活アンケート調査（定期３） ・教育週間（道徳公開授業）学校開放	12	・生活アンケート調査（定期９） ・人権集会 ・職員研修会（情報交換）
7	・生活アンケート調査（定期４） ・家庭訪問、三者面談	1	・生活アンケート調査（定期10） ・休業中の生徒の情報交換と共通理解
8	・生活アンケート調査（定期５） ・職員研修会（情報交換、事例研修会） ・小中連絡会・合同研修会	2	・生活アンケート調査（定期11） ・新入生説明会での周知 ・学校評価（後期）の評価と改善
9	・生活アンケート調査（定期６） ・休業中の生徒の情報交換と共通理解	3	・生活アンケート調査（定期12） ・次年度申し送り資料作成 ・新入生引継ぎ・情報収集（小中連携） ・年間の取組の検証・評価

６　いじめに関する主な相談窓口

相　談　窓　口	電話番号	相　談　時　間　な　ど
深堀中学校「いじめ相談窓口」	095 - 871 - 3037	8:45~16:45　（月～金）
親子ホットライン	0120 - 078-310	24時間
長崎県警生活安全相談窓口	095 - 823 -9110　＃9110	9:00~17：45　（月～金）
こどもの人権１１０番	0120 - 007 - 110	8:30~17:15　（月～金）
ヤングテレホン（警察）	0120 - 786-714	9:00~17:45　（月～金）
長崎いのちの電話	095 - 842 - 4343	9:00~22:00　（毎　日）
チャイルドライン	0120-997-777	16:00~21:00　（毎　日）
長崎市教育研究所教育相談	0120 - 556 - 275	9:00~17:00　（月～金）
長崎市こども相談センター	095 - 829 - 1122	9:00~17:30　（月～金）
長崎市教育委員会学校教育課指導係	095 - 829 - 1195	9:00～17:00（月～金）
長崎県児童相談所相談専用ダイヤル	189	24時間
スクールネット@伝えんば長崎		24時間

7　いじめ発見のチェックシート

いじめ発見のチェックシート

1 表情・態度	
□ 笑顔が無く沈んでいる。	□ ぼんやりとしていることが多い。
□ 視線をそらし、合わそうとしない。	□ わざとらしくはしゃいでいる。
□ 表情がさえず、ふさぎ込んで元気がない。	□ 周りの様子を気にし、おずおずとしている。
□ 感情の起伏が激しい。	□ いつも一人ぼっちである。
2 身体・服装	
□ 寝不足等で顔がむくんでいる。	□ けがの原因を曖昧にする。
□ 顔色が悪く、活気がない。	□ 登校時に、体の不調を訴える。
□ シャツやズボンが汚れたり、破けたりしている。	□ ボタンが取れていたり、ポケットが破けたりしている。
□ 体に原因が不明の傷などがある。	□ 服に靴の跡が付いている。
3 持ち物・金銭	
□ かばんや筆箱等が隠される。	□ ノートや教科書に落書きがある。
□ 机や椅子が傷付けられたり、落書きされていたりする。	□ 作品や掲示物にいたずらされる。
□ 靴や上履きが隠されたり、いたずらされたりする。	□ 必要以上のお金を持っている。
4 言葉・行動	
□ 他の子供から言葉掛けを全くされていない。	□ いつもぽつんと一人でいたり、泣いていたりする。
□ 登校を渋ったり、忘れ物が急に多くなったりする。	□ 教室にいつも遅れて入ってくる。
□ 職員室や保健室の付近でうろうろしている。	□ いつも人の嫌がる仕事をしている。
□ すぐに保健室に行きたがる。	□ 家から金品を持ち出す。
□ 不安げに携帯電話をいじったり、メールの着信や掲示板をチェックしたりしている。	
5 遊び・友人関係	
□ いつも遊びの中に入れない	□ 友達から不快に思う呼び方をされている。
□ 笑われたり冷やかされたりする。	□ グループで行う作業の仲間に入れてもらえない。
□ 特定のグループと常に行動を共にする。	□ 遊びの中で常に嫌な役割を担わされている。
□ よくけんかが起こる。	
□ 付き合う友達が急に変わったり、教師が友達のことを聞くと嫌がる。	
□ 他の人の持ち物を持たせられたり、使い走りをさせられたりする。	
6 教師との関係	
□ 教師と目線を合わせなくなる。	□ 教師との会話を避けるようになる。。
□ 教師と関わろうとしない、避けようとする	